

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 14日

栃木県知事
福田 富一 殿

提出者

住 所 栃木県真岡市松山町19番地
氏 名 本田技研工業株式会社 パワートレインユニット製造部
部長 奥村 秀樹
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0285(83)8055

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	本田技研工業株式会社 パワートレインユニット製造部
事業場の所在地	栃木県真岡市松山町19番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	自動車製造業 [3113]
② 事業の規模	—
③ 従業員数	800人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1 1-2の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り	
	排 出 量	別紙5の通り	
	(これまでに実施した取組) 別紙6の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り	
	排 出 量	別紙5の通り	
	(今後実施する予定の取組) 別紙6の通り		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙6の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙6の通り

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（2022年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り
	(これまでに実施した取組) 別紙6の通り	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り
	(今後実施する予定の取組) 別紙6の通り	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（2022年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り
(これまでに実施した取組) 別紙6の通り		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り
(今後実施する予定の取組) 別紙6の通り		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り	
	(これまでに実施した取組) 別紙6の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙5の通り	
	(今後実施する予定の取組) 別紙6の通り		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

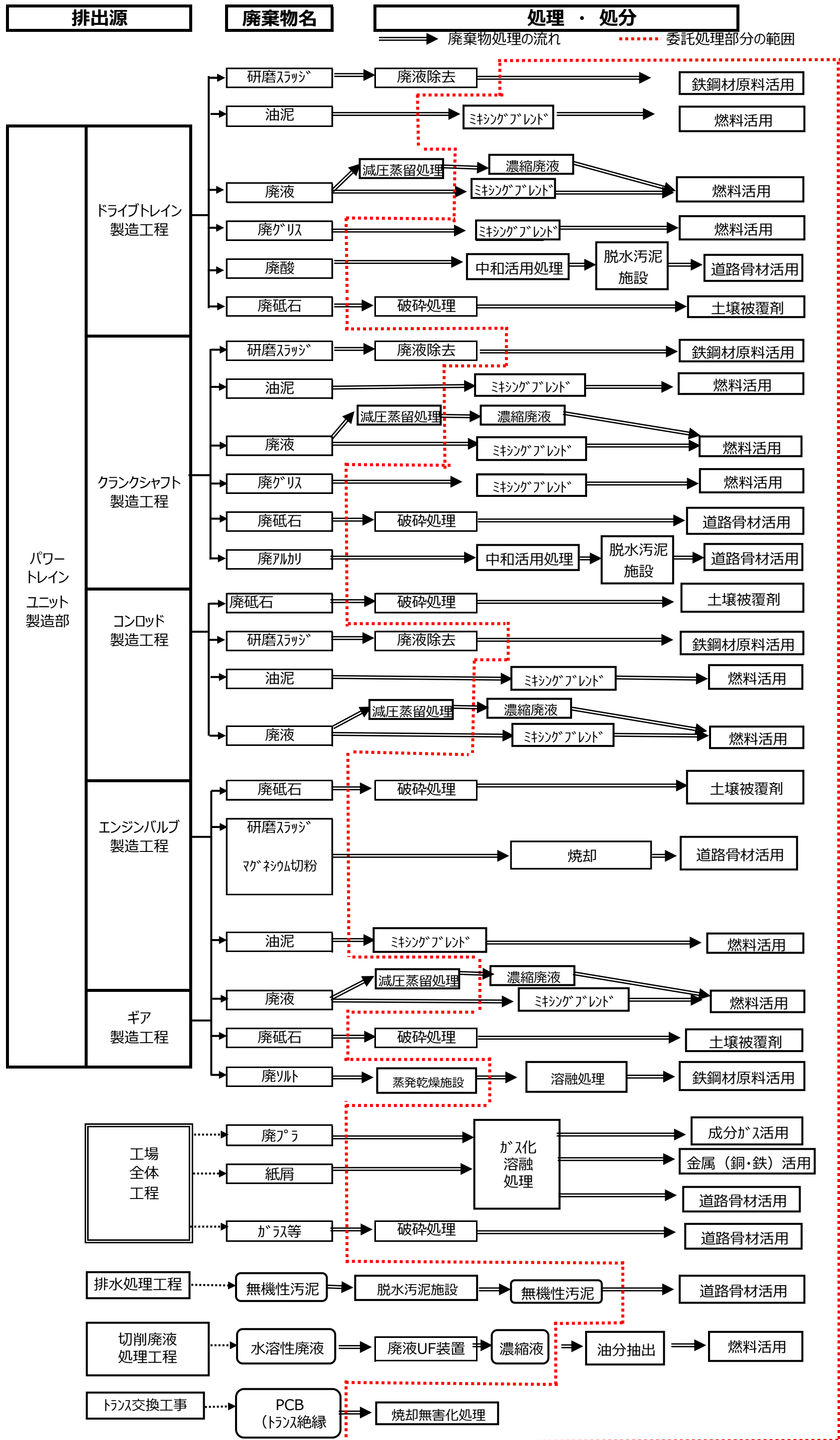
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り	
	全処理委託量	別紙5の通り	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙5の通り	
	再生利用業者への処理委託量	別紙5の通り	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙5の通り	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙5の通り	
	(これまでに実施した取組) 別紙6の通り		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5の通り
	全処理委託量	別紙5の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙5の通り
	再生利用業者への 処理委託量	別紙5の通り
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙5の通り
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙5の通り
	(今後実施する予定の取組) 別紙6の通り	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2021年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	103.2t
	(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

本田技研工業(株) パワートレインユニット製造部 廃棄物処理フロー



本田技研工業(株) パワートレインユニット製造部

産業廃棄物、特管廃棄物の種類別発生・処理状況 (2022年度実績)

廃棄物の種類		排出源	性状	排出量 T/年 (構成比)	処理方法 (現状の工程) 【凡例】 (中) : 中間処理 (最) : 最終処分 ○ : 自己処理 ● : 委託外部活用
汚泥	脱水汚泥	脱水機	泥状	133.9 (4.9)	脱水処理 (中) ○ ⇒ 還元焙焼 (中) ● ⇒ 鉄鋼材原料 ●
	研磨汚泥 バルブスラッジ (油分量多量)	エンジンバルブ	泥状	79.1 (2.9)	廃液除去 (中) ○ ⇒ 焼却 (中) ● ⇒ 道路骨材 ●
	研磨汚泥 (研磨汚泥・ 鍛造汚泥・ ショット粉)	ドライブシャフト クランクシャフト コンロット	泥状	334.3 (12.3)	廃液除去 (中) ○ ⇒ 還元焙焼 (中) ● ⇒ 混合 ● ⇒ 鉄鋼材原料 ●
	廃リット (特管物)	エンジンバルブ	固型	0.0 (0.0)	蒸発乾固処理 (中) ○ ⇒ 焼却溶融処理 (中) ● ⇒ 人工砂化 ●
廃油	切削廃液 離型剤液	ドライブシャフト クランクシャフト コンロット	液状	1632.8 (60.0)	0 ⇒ 混合 (中) ● ⇒ 燃料に活用 ●
	塗料カス	ドライブシャフト エンジンバルブ コンロット	液状	0.3 (0.0)	廃液除去 (中) ○ ⇒ 焼却 (中) ● ⇒ 道路骨材 ●
	廃グリス	ドライブシャフト クランクシャフト	泥状	52.6 (1.9)	⇒ 混合 (中) ● ⇒ 燃料に活用 ●
	油泥	ドライブシャフト クランクシャフト コンロット	泥状	201.9 (7.4)	⇒ 混合 (中) ● ⇒ 燃料に活用 ●
廃プラ	廃プラ ウエス等	工場全体	固型 繊維状	162.1 (6.0)	⇒ ガス化溶融焼却 ● ⇒ ガス回収活用 ● ⇒ 金属回収、スラッグ活用 ●
木屑	木屑	工場全体	固型	9.2 ()	⇒ 破碎処理 (中) ⇒ 燃料、紙類原料に活用 ●
金属くず		工場全体	固型	0.64 ()	⇒ 溶解 ⇒ 金属原料に活用 ●
ガラス 陶磁器	ガラス屑 砥石	工場全体	固型	8.75 (0.3)	⇒ 破碎処理 (中) ⇒ 道路骨材 (中) ●
	蛍光灯 乾電池	工場全体	固型	1.2 (0.0)	⇒ ガラス切断 (中) ● ⇒ ガラス・金属回収 ●
がれき類	がれき類	工場全体	液状	0.38 (0.0)	⇒ 混合 (中) ⇒ 道路骨材 (中) ●
廃酸	廃酸 (特管物)	ドライブシャフト	液状	102.1 (3.8)	⇒ 中和・脱水処理 (中) ● ⇒ 道路骨材 (中) ●
廃アルカリ	廃アルカリ (特管物)	クランク	液状	0.0 (0.0)	⇒ 中和・脱水処理 (中) ● ⇒ 道路骨材 (中) ●
感染性廃棄物	感染性廃棄物	健康管理センター	固型	0.0 (0.0)	⇒ 焼却溶融処理 (中) ● ⇒ 人工砂化 ●
強酸	廃バッテリー	工場全体	液状	0.04 (0.0)	⇒ 混合 (中) ⇒ 燃焼活用 ●
汚泥	有害性汚泥	工場全体	液状	1.9 (0.1)	⇒ 混合 (中) ⇒ 道路骨材 (中) ●
計				2721.2	

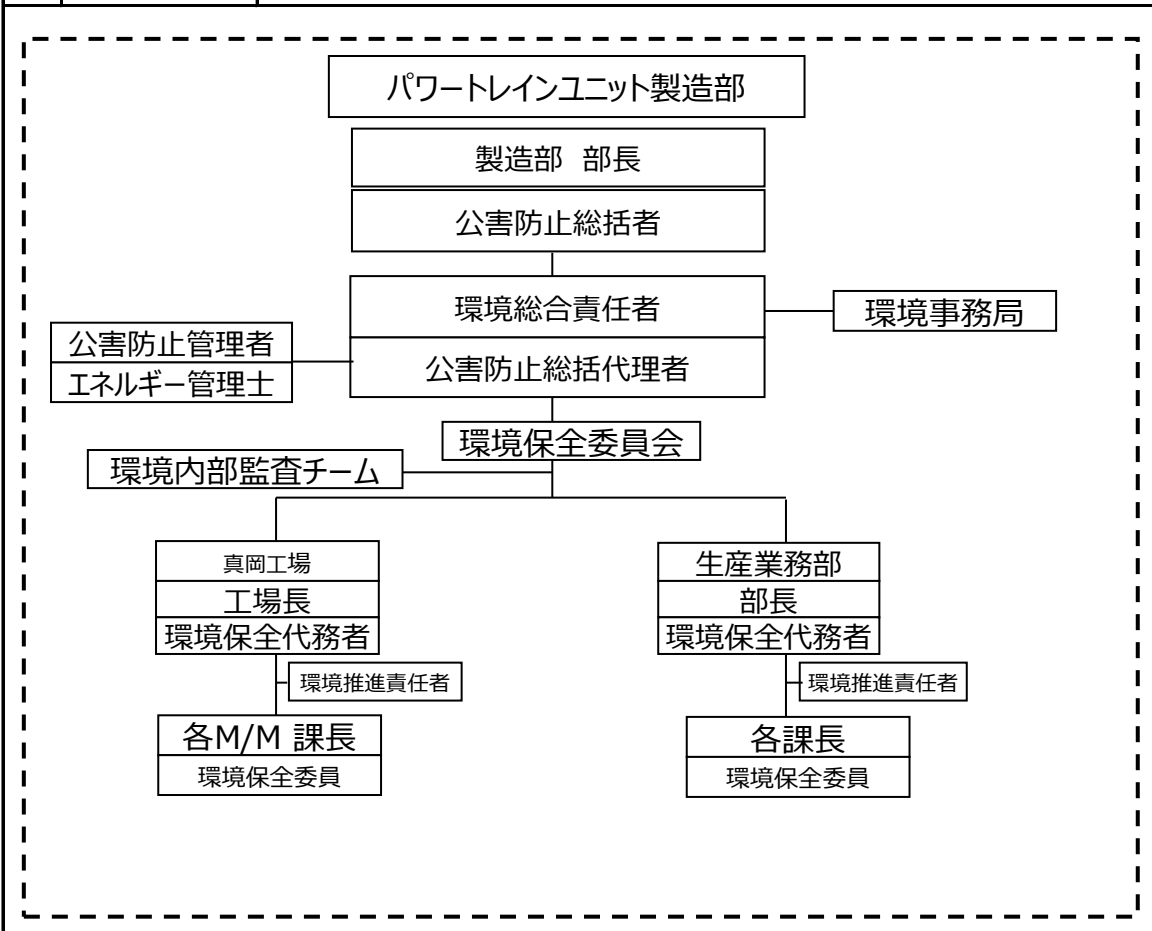
本田技研工業(株) パワートレインユニット製造部

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図

部長	パワートレインユニット製造部 部長
環境総合責任者	安全衛生課 課長
廃棄物管理部門	施設管理課

役割	部長	環境マネジメントシステムの効果的運用を図る為に、 環境総合責任者（公害防止総括代理者）を指名し、権限委任する事が出来る。
	環境総合責任者	部長より環境の権限を委任された、環境マネジメントシステム活動の責任者
	環境保全委員会	環境に関する最高の決議機関で、所の環境目的・目標を立案する。 廃棄物発生量削減等の目的・目標についても同じ
	環境事務局	環境保全の事務局として実施運営する部門 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討、処理業者等の調査 廃棄物の管理票の交付・管理、官庁関係への各報告の実施
	環境保全委員	環境に関する改善活動や各部門に情報周知を展開する。 各部門の廃棄物削減の推進
	各M/M・課長	各部門の環境保全に関する責任者



<特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃酸		
廃アルカリ (シアン汚泥)		
廃アルカリ (廃液)		
感染性廃棄物		
有害性汚泥		

<特別管理産業産業廃棄物の分別に関する事項>

	分別している特別管理産業廃棄物の種類 および分別に関する取組	今後実施する予定の取組の特別管理 産業廃棄物の種類および分別に関する取組
廃酸		
廃アルカリ (シアン汚泥)		
廃アルカリ (廃液)		
感染性廃棄物		
有害性汚泥		

- * 指定された容器に分別投入
- * 容器に表示掲示

<自ら行う特別管理産業産業廃棄物の再生利用に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃酸		
廃アルカリ (シアン汚泥)		
廃アルカリ (廃液)		
感染性廃棄物		

<その他>

社内処理でなく、外部委託においても、活用化・売却化の高い所にて処理していく。

<自ら行う特別管理産業産業廃棄物の中間処理に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃酸		
廃アルカリ (シアン汚泥)		
廃アルカリ (廃液)		
感染性廃棄物		

<自ら行う特別管理産業産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃酸		
廃アルカリ (シアン汚泥)		
廃アルカリ (廃液)		
感染性廃棄物		
有害性汚泥		

<特別管理産業産業廃棄物の処理の委託に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃酸	中和処理・汚泥化による材料化（路盤材） により最終処分ゼロにする。	
廃アルカリ (シアン汚泥)	焼却溶解による材料化（人工砂化） により最終処分ゼロにする。	
廃アルカリ (廃液)	中和処理・汚泥化による材料化（セメント材） により最終処分ゼロにする。	
感染性廃棄物	焼却溶解による材料化（人工砂化） により最終処分ゼロにする。	